

答 申 書

(答申第115号)

平成31年2月25日

福井県公文書公開審査会

第1 審査会の結論

第2の1に記載した公文書の公開請求に対して、第2の2のとおり福井県教育委員会（以下「実施機関」という。）が一部公開決定をしたことは、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公開請求の内容

審査請求人は、平成29年7月14日付けで、福井県情報公開条例（平成12年福井県条例第4号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次の内容の公文書の公開請求を行った。

福井市内に所在する県立高等学校の各学年における出身中学校別の生徒数（可能であれば男女別人数も含む）

2 実施機関の決定

実施機関は、平成29年8月10日付け高教第1312-2号による公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

[本件処分の内容]

	公文書の名称	文書 No.	決定内容	公開しない部分	公開しない理由
1	藤島高等学校の各学年における出身中学校別の生徒数が分かる文書	対象公文書1	非公開		下記理由
2	高志高等学校平成29年度学校要覧 出身学校別生徒数		公開		
3	羽水高等学校平成29年度学校要覧 出身中学校別生徒数		公開		
4	足羽高等学校平成29年度学校要覧 出身中学校別生徒数		公開		
5	福井農林高等学校平成29年度学校要覧 生徒の出身中学校別状況		公開		
6	科学技術高等学校平成29年度学校要覧 出身中学校別生徒数		公開		
7	福井商業高等学校平成29年度学校要覧 出身中学校別生徒数		公開		
8	道守高等学校定時制課程の各学年における出身中学校別の生徒数が分かる文書	対象公文書2	非公開		下記理由
9	道守高等学校通信制課程の各学年における出身中学校別の生徒数が分かる文書	対象公文書3	非公開		下記理由

<公開しない理由>

該当する公文書を作成し、または取得しておらず、公開請求に係る公文書が存在しないため

3 審査請求

審査請求人は、平成29年9月1日、本件処分について全部公開を求めて実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、平成30年7月13日付け高教第1299-2号で、条例第18条第1項の規定により、福井県公文書公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について、諮問を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し全部公開を求めるものである。

2 審査請求の理由および主張

審査請求人が、審査請求書および当審査会での意見聴取で述べている審査請求の理由および主張は、要約すると次のとおりである。

審査請求人が公開請求した公文書のうち、高志、羽水、足羽、福井農林、科学技術、福井商業の各高等学校に係る文書は公開されたが、藤島高等学校と道守高等学校については「文書不存在」として公開されなかった。

高校進学を希望する生徒、保護者にとって、在籍している中学校から志望校に何人進学しているか、どのような学校、地域の生徒が進学しているかは、非常に関心の高い事項である。一方で出身中学校に関する情報は、個人情報ではなく公開しても支障が生じるものではないため、上記6校では資料を作成・公開している。

入学願書に在籍中学校を記載させていること、1年次のクラス編成において出身中学校を考慮しているだろうこと等からすれば、上記6校で作成されている資料が2校のみ「不存在」というのは不自然であり、「中学校の序列化につながる」との抽象的なおそれ（配慮）から、開示しないとの扱いにしているのではないかと。

再度、2校に係る文書が存在しないか探していただきたい。

第4 実施機関の説明

実施機関が、弁明書および当審査会での説明聴取で述べている本件処分の理由は、要約すると次のとおりである。

対象公文書1、対象公文書2および対象公文書3（以下「本件対象公文書」という。）については、本件処分を行う前にも藤島高等学校および道守高等学校に対して該当する公文書の存否を確認している。審査請求人は審査請求書において「再度、文書が存在しないか探していただきたい。」との主張をしているため、上記2校に対し、あらためて当該公文書の存在について確認を行ったところ、いずれの高等学校においても該当する公文書は存在しないということであった。

また、実施機関としては、出身中学校別生徒数を集計した資料を作成しなければならないという認識は持っていない。

なお、上記2校では在校生徒の出身について以下に掲げる公文書を作成しており、いずれも提供することが可能である。

ア 藤島高等学校 出身地区別生徒数

イ 道守高等学校定時制課程 平成29年度在校生出身中学校

ウ 道守高等学校通信制課程 平成29年度入学生・転編入生出身中学校

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人および実施機関の双方の主張を審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分について

本件処分は、本件対象公文書が不存在として一部公開決定を行ったものである。

これに対して、審査請求人は、本件処分を取り消し、本件対象公文書の全部公開を求めていることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

2 本件対象公文書の不存在について

実施機関からの説明聴取を行ったところ、生徒の出身中学校については、出願時に入学願書に記載はしているものの各高等学校に対し集計した資料の作成までは求めておらず、2校に改めて確認したところクラス編成等の事務を行う上で集計までは必要ないことから当該資料を作成していないとのことであり、本件対象公文書が存在しないとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

当審査会は、実施機関の説明を踏まえて、条例第24条（審査会の調査審議）の規定に基づき、様々な角度から調査を実施したところ、審査請求人が公開を求める本件対象公文書について、存在をうかがわせる事実は認められなかった。

3 まとめ

以上のことから実施機関が行った決定は妥当であると判断し、冒頭の結論に至った。

4 付言

受験生やその保護者をはじめとして一般的に関心が高い入試に関する情報について、同じ県内の各校における資料（公文書）の作成状況に統一性が欠ける面があることは否定できない。今後、実施機関としては、各校の資料作成状況を把握し、必要に応じて、より適切な資料作成のあり方について助言を行うことが望ましい。

また、実施機関は公開請求そのものに係る公文書以外にも類似した資料を作成しているのであれば、公開請求者に積極的にその旨を伝え公開請求書の補正を促すなど、できる限り柔軟に対応することが望ましい。

なお、今回の事案では、審査請求から諮問までに10か月余りの期間を要している。一般的に、審査請求から裁決までの手続について標準的な処理期間は設定されていないものの、実施機関においては、審査請求人への必要に応じた経過報告等にも配慮しながら、できる限り速やかに事案の処理に当たることを要望するものである。

第6 審査の経過

当審査会は、本件審査請求に係る諮問について、下記のとおり審査した。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成30年 7月13日	・ 諮問書の受理
平成30年 8月29日	・ 審議（第1回）
平成30年 9月26日	・ 審査請求人からの意見聴取 ・ 実施機関からの説明聴取 ・ 審議（第2回）
平成30年10月31日	・ 審議（第3回）
平成30年12月 5日	・ 審議（第4回）
平成31年 2月 4日	・ 審議（第5回）
平成31年 2月25日	・ 答申

福井県公文書公開審査会委員名簿

[第2回まで]

(五十音順)

氏 名	備 考
稲 田 真 紀	
川 村 一 司	会長職務代理者
北 島 三 男	
清 水 和 邦	会 長
前 田 清 作	

[第3回以降]

(五十音順)

氏 名	備 考
稲 田 真 紀	
内 川 毅 彦	会 長
川 村 一 司	会長職務代理者
北 島 三 男	
前 田 清 作	